

豊臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服について

—妙法院伝来の明代官服—

河上繁樹

一はじめに

文禄元年（一五九二）年正月五日、豊臣秀吉は朝鮮侵略のために二十八万人を超える大軍の出陣を命じた。同年四月十二日、小西行長らの第一軍が釜山浦から侵入、続々と投入される日本軍は破竹の勢いで侵攻し、戦乱が起こつて三カ月も経たないうちに平壌へ達した。しかし、朝鮮軍の反撃も激しく、さらに七月には明軍が参戦、戦局は日本対朝鮮・明という三国戦争に拡大し、日本はついに講和を余儀なくされた。

この時に秀吉に与えられた冠服が京都の妙法院に遺されている（資料1）。すでに天保三年（一八三二）妙法院が同院の所蔵する秀吉遺愛の品々を図録にして刊行した『豊公遺宝図略』にはこれらの冠服等十四点が掲載されているが、同書は冠服を朝鮮の衣服として紹介している。また実際の装束を収めた箱の蓋裏に貼付された入記にも「朝鮮人装束十六領・同裳三領・同脚絆壹ツ・同履弐足」などと記されている。明治二十一年（一八八八）に宮内省図書頭の九鬼隆一がおこなった什宝取調でも「妙法院韓人装束織物一式」（日出新聞 明治二十一年七月十一日）と発表されており、昭和十六年（一九四一）の東京帝国大学史料編纂所のおこなつた調査でもその所伝は踏襲され、その後暫く、これらの冠服は特に注目もされることもなく妙法院に蔵されたままとなっていた。

この講和に際して、明皇帝は秀吉を日本国王に冊封するために使者を送った。文禄五年（一五九六）九月朔日、明の使者は大坂城において秀吉に謁見して、明皇帝からの詰命と勅諭を秀吉に伝達し、封王の金印および冠服を受けた。翌日、秀吉は贈られたばかりの冠服を着けて明使への饗宴に臨席したが、明皇帝の詰命に「爾を封じて

昭和四十六年（一九七一）に発表された大庭脩氏の論文「豊臣秀吉

を日本国王に封ずる詰命について—わが国に現存する明代の詰命—」

（関西大学東西学術研究所紀要4 昭和四十六年三月）において、大庭氏は『豊公遺宝図略』掲載の冠服をとりあげ、これらが明皇帝より秀吉へ頒賜されたものであることを指摘された。しかし、この時点において大庭氏は妙法院に伝存する冠服の一部しか実見されておらず、『豊公遺宝図略』掲載の品は「衣服、武器、文具、茶道具、文書等に及ぶが、その大半は最近点検調査が始まつたばかりで冠一点その他が展示されているにとどまる。従つてその詳細な研究は、調査結果の公表を待たなければならない」と述べられている。

次いで昭和五十三年（一九七八）には杉本正年氏の論文「朝鮮の役をめぐる秀吉らの冊封と明の冠服」（服装文化一六〇号）が発表されたが、やはり実物に関しては妙法院の収蔵展示施設である龍華蔵に陳列してある一部の冠服を実見するに留まり、「秀吉に与えられた勅諭の附記をみると、妙法院所蔵の冠服以外にも、紗帽、金□犀角帯、皮弁冠、皮弁服、中单、蔽膝、鳥などの服飾品のほか、服地の織物なども下賜されたことが記されているが、それらはいずれも現在に伝わらず、附記に記載のない冕冠が遺っている。」と記されている。ところが、平成八年（一九九六）年二月に京都国立博物館がおこなった調査において、妙法院には明皇帝より秀吉へ頒賜された冠服が未公表のまま蔵されていることが明らかになつた。これらの冠服は、明皇帝の勅諭に記された頒賜品に相当するものであり、あるいは勅諭の目録には記されないが同時期に贈られたと考えられる官服が含まれている。明代の官服資料として貴重なものであると同時に、わが国の歴史資料としても十分な価値があると思われる。本論ではこ

れらの官服について服飾・染織史の視点から論じてみたい。

二 秀吉の日本国王冊封

中国では古くから冊封といい、周辺諸国の君長に官号・爵位を与えて、君主関係を結ぶという外交政策をとつてきた。七世紀には朝鮮半島の高句麗・百濟・新羅が唐との間に冊封関係を結び、半島ではその後も原則的に中国と冊封関係についた。また琉球は明代の初めに冊封体制に組み込まれた。洪武五年（一三七二）に明の太祖が琉球を招諭し、琉球の中山王察度がこれに応じて中国と琉球の公的な通交がはじまり、永樂二年（一四〇四）に琉球中山王の武寧がはじめて明の冊封を受けている。

いっぽう日本は中国の冊封体制には組み込まれず、隣国として対等の関係を保持してきたが、室町時代に至り、中国との貿易に強い関心をもつた足利義満が遣明船の派遣を決め、永樂帝から日本国王に封ぜられ、日明の冊封関係が成立した。

豊臣秀吉は明との勘合貿易の復活をはかつたが実現せず、大陸遠征を企てて文禄・慶長の役を引き起こした。この時、文禄の役の終結にあたり、日本と明とのあいだで講和の交渉が進められ、時の明皇帝神宗は万暦二十二年（一五九四）十二月に秀吉を日本国王に冊封することを決めた。三十日には冊封使は正使に李宗城、副使に楊方亭が任命され、両国間の交渉に奔走した沈惟敬が同行を命ぜられ、翌年正月七日には秀吉に頒賜する皮弁冠服や紵糸等のことがきまり、詰命・勅諭・印章が決定した。印章はかつて永樂帝から足利義満へ亀鈕の金印が賜給されたが、日本ではその時の金印がすでに失われ

てしまったので、新たに铸造して賜給することになった。

頒賜

国王

冊封使は正月三十日に北京を出発し、朝鮮の京城に入り、南原を経由して、釜山で日本軍の撤退をしばらく待つた。この間に正使の李宗城が流言にまどわされて遁走したため、楊方亭が新たに正使に任命され、隨行の沈惟敬が副使となつた。沈惟敬は正使の一行に先立つて日本に入り、文禄五年（一五九六）六月二十五日に伏見城で秀吉に謁見し、堺で正使一行の到着を待つた。一行は八月（日本暦閏七月）に堺に到着、李宗城が遁走した際に遺失した誥命などを追送され、いよいよ秀吉に謁見し、誥命その他を伝達する運びとなつた。

紗帽一頂展角全
金廂犀角帶一条
常服羅一套

大紅織金胸背麒麟円領一件

青褡襪一件 緑貼裏一件

皮弁冠一副

七旒阜繻紗皮弁冠一頂旒珠金事件全 玉圭一枝袋全

五章絹地紗皮弁服一套

大紅皮弁服一件 素白中單一件 纓色素前後裳一件

纊色素蔽膝一件玉鈎全 纓色粧花錦綬一件金鈎玉打璫全

紅白素大帶一条 大紅素紵絲舄一雙襪全

丹攀紅平羅鎖金夾包袱四條

紵絲二疋

黑綠花一疋 深青素一疋

羅二疋

黑綠一疋 青素一疋

白氆絃布十疋

以上が万暦二十三年の勅諭に列挙された頒賜の品々である。これらの頒賜品については、すでに大庭氏が詳細に検討されている。

また、すでに述べたように琉球では中山王の武寧が明皇帝の冊封を受けて以来、歴代の琉球国王が冊封を受けた。『歴代宝案』には琉球国王が冊封を受けた際の頒賜品の目録が収録されており、その訳注もなされている。⁽²⁾ それらは洪熙元年（一四二五）明皇帝より琉球国

三 勅諭にみる冠服

（二）勅諭頒賜品目録

誥命は明皇帝が秀吉を日本国王に封ずる、いわば辞令書であり、万暦二十三年正月二十一日付けて発せられた。現在は大阪市立博物館に蔵され、国的重要文化財に指定されている。勅諭も同日に発行された。勅諭は現在宮内庁書陵部に蔵されている。勅諭には日本と明との講和条件や朝鮮との関係など現実的な問題の処理について述べられている。そして、勅諭の本文に統いて国王（秀吉）に頒賜される品々の目録が記されている。

まずはその目録を抄出してみよう。

中山王尚巴志への頒賜品の目録をはじめ、天順五年（一四六一）国王尚徳、成化七年（一四七一）国王尚円、成化十四年（一四七八）国王尚真、嘉靖十一年（一五三二）国王尚清、万曆三十一年（一六〇三）国王尚寧の例があり（資料2）、いずれもが秀吉への頒賜品と類似した内容を示し、特に尚清以降の頒賜品は秀吉のそれと同一である。さらにこれらに関連する先学の研究もある。^③

これら先学の研究をふまえながら、秀吉への頒賜品に関して、目録に記された品々と現在妙法院に遺されている遺品とを対比しつつ検討を加えたい。

（二）常 服

秀吉への頒賜品の内容は、常服、皮弁冠服、綵幣の三種に大別できるので、まずは常服から見ていきたい。

常服（挿図1）は、文武官が朝廷に上がるときの平服である。『大明会典』卷之六十一礼部十九冠服一文武官冠服の常服の項には「洪武三年定 凡文武官常朝視事。以烏紗帽、円領衫、束帶、為公服。一品玉帶、二品花犀帶、三品金鍛花帶、四品素金帶、五品銀鍛花帶、六品七品素銀帶、八品九品烏角帶。二十六年定 公・侯・駙馬・伯・麒麟白沢。文官一品二品仙鶴錦鷄、三品四品孔雀雲雁、五品白鷗、六品七品鷺鷥鷓鴣、八品九品黃鸝鶴鷄練鵠、風憲官用獬鷹。武官一品二品獅子、三品四品虎豹、五品熊羆、六品七品彪、八品九品犀牛海馬。」とあり、洪武三年（一三七〇）の定として、常朝・視事には、冠帽は烏紗帽、衣裳は円領衫、佩帶は品級によつて玉・犀・金・銀などの銅^かを飾つた帶を使用することが決められている。また洪武二十六年（一三九三）には爵位・官職・品級をあらわすために衣服に用したものであり、かつ紗帽は烏紗帽と同一であることがわかる。

付ける記章が定められた。この記章は公・侯・駙馬・伯と武官が獸類、文官が鳥類で区別されている。「大明会典」には「花樣」として麒麟以下海馬までの図（挿図2）が示されている。

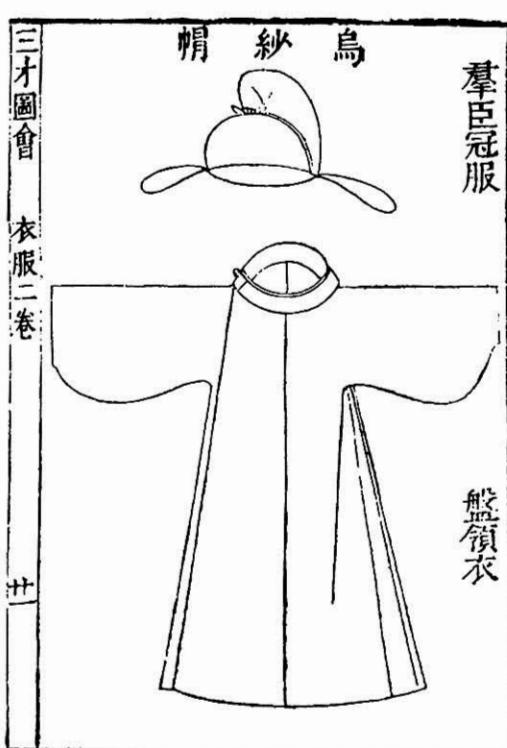
そこで秀吉への頒賜品目録をみると、まず「紗帽一頂_{展角全}」とある。これは常服にかぶつた烏紗帽である。琉球王への頒賜品の目録（資料2参照）も、嘉靖十一年尚清、万曆三十一年尚寧の二例は、形式・内容とも秀吉の目録と同様であり、最初に紗帽をあげ、続けて金廂犀束帶、常服羅と列記しているが、成化七年尚円の目録は先に皮弁冠服一副としてその内訳を列挙し、次に常服羅一套としてその内訳に紗帽一頂_{展角全}、金廂犀帶一条、大紅織金胸背麒麟圓領一件、青褡襪一件、緑貼裏一件をあげている。天順五年尚徳の目録も尚円の場合とほぼ同様であるが、常服の内訳に他の目録が「紗帽」とするところを「烏紗帽」としている。これらの例から紗帽は常服に着用したものであり、かつ紗帽は烏紗帽と同一であることがわかる。



挿図1 常服 十一世臨淮侯李邦鎮画像
『中国古代服飾史』より転載



挿図2 麒麟・白澤図 『大明会典』



挿図3 烏紗帽図 『三才図絵』

烏紗帽の形状は『三才図絵』衣服二巻に群臣冠服として烏紗帽が図示(挿図3)されている。烏紗とは薄手の絹織物である紗を漆で黒く塗り固めたことを意味する。また清代の叶夢珠『閱世編』卷八に「前朝職官公服、則烏紗帽、円領袍、腰帶、阜靴。紗帽前低後高、両傍各挿一翅、通体皆円、其内施網巾以束發」とあり、その形状は日本との冠とは若干異なるが、前頭部が低く、後ろは日本の冠の巾子同様に高くなり、その背面に左右に張り出すように日本でいうところの纓(えい)をつけていた。紗帽に「展角全」とあるのは、『閱世編』の「両傍各挿一翅」のことであり、左右に張り出した纓が付いていることを意味する。紗帽はいわゆる唐冠である。

妙法院に紗帽は遺されていないが、高台寺などに遺る秀吉の肖像画(遺像)は唐冠姿で描かれている。おそらく最晩年の秀吉は明皇帝

から頒賜された紗帽を好んでかぶり、紗帽は彼のトレードマークにもなっていたのであろう。なお、秀吉冊封の折に上杉景勝が都督同知に任命されており、山形県米沢市上の上杉神社には上杉景勝に呈された冠服一式が遺り、紗帽も伝えられている。秀吉に与えられた紗帽も同様のものであつたとみて差し支えない。

「金廂犀角帶」は、常服に締めた帶である。『大明会典』卷之六十 一文武官冠服の常服の項に規定されるところによれば、犀角は二品官の腰帶であり、金廂とは犀角に金の透彫金具を装したものであろう。これに相当するものは遺されていない。

次に「常服羅一套」として「大紅織金胸背麒麟円領一件」「青褡襍一件」「緑貼裏一件」がある。一套は一揃の意であるから、この三件が常服一式ということになる。羅は絹糸を緩らせて織った絹織物であり、この場合は常服の生地である。「大紅織金胸背麒麟円領一件」は『大明会典』卷之六十一文武官冠服の常服の項にいう「円領衫」に相当するであろう。大紅は紅花で染めた赤色、織金は金糸を織り込んだ織物であり、胸背は着用者の品級を示すために胸と背につけた四角い記章（これを補あるいは清代には補子とも呼ぶ）で、その文様（花様）が麒麟である。円領は襟を丸く剝つた服で、衫はひとえの衣を意味する。

妙法院にはこの記述に合致する服が遺されている【図版19-1】。紅羅のひとえ仕立て、円領、窄袖、両脇に襍を付した形状で、胸と背にはゼッケンのように四角い金襍裂【図版19-3】を付け、その金襍には麒麟が織り出されている。

生地の羅【図版19-2】は絹糸四本、緯糸四本を一単位にした籠緞かごじまの組織で、絹糸が密に込み、緯糸は太く、目の詰まつた羅である。

胸と背に付けた金襍は地が経五枚繻子組織、文様は平金糸を緯糸三越おきに入れ、地絡みで押さえた金襍【図版19-4】である。中国では、日本で云うところの金襍や色糸に金糸をまじえて織った錦類を織金と呼ぶ。文様の麒麟は公・侯・駙馬・伯の位を示す記章であるが、藩属国の中の王という立場にある秀吉にも同じく麒麟が与えられたのである。しかし、『大明会典』卷之六十一文武官冠服の常服の項には公・侯・駙馬・伯の束帶は一品官と同じであることが定められており、玉帶でなければならなかつた。秀吉に頒賜された帶は二品官相当の犀帶であり、この点は公・侯・駙馬・伯ほどの扱いを受けていないことになる。この事情は琉球王においても同様であり、秀吉だけが例外として扱われたのではない。『明史』卷六十七輿服志三に「外國君臣冠服」として「永樂中、賜琉球中山王皮弁・玉圭・麟袍・犀帶・視二品秩。」とあり、琉球の国王は二品官として扱われている。勅諭の頒賜品の内容からすれば、秀吉も同様であった。

常服に属するものに褡襍と貼裏がある。『大明会典』卷之六十一文武官冠服の常服の項にはこれらに関する記述はないが、『大明会典』卷之二百一工部二十一織造において、賞賜の衣服が六科廊で専用に成造され、「其紵糸紗羅絹布每套俱有円領褡襍貼裏」とあり、一年のうち上半期に「織金紵糸円領八百件、素紵糸円領二百件、紵糸褡襍貼裏各千件、絹円領褡襍貼裏各三十件」などが成造され、下半期にも同量の円領・褡襍・貼裏が成造された。この記述からも円領・褡襍・貼裏が一組として下賜されたことがわかる。

褡襍については、『三才図絵』衣服三巻の「半臂」の解説に「今俗名搭護又名背心」とあり、搭護＝褡襍であろうから、すなわち袖無しの服であることがわかる。秀吉へ頒賜された褡襍は、「常服羅」と



挿図4 貼裏 『中国古代服飾史』より転載

あり、実際に円領が羅であることからすれば、搭襪も羅でできていたと考えられる。しかし、妙法院には形状・生地ともこれに該当する遺品はない。

貼裏については、明の劉若愚の『酌中志』に詳しく述べられており、それによれば御前近侍は紅貼裏を用い、その他の宦官は青貼裏であった。紅貼裏には胸と背に補を綴じ付けたが、青貼裏には補は付けない。万曆ごろからは蟒の文様を付けた蟒貼裏もあった。十月初四日から翌年の三月初三日までは紵糸、三月初四日から四月初三日までは羅、四月初四日から九月初三日までは紗、九月初四日から十月初三日までは羅を着た。形状については『酌中志』に「其制如外延之椭褶」とあるのみであるが、周錫保『中国古代服飾史』（一九八九年刊）に掲載された貼裏の図（挿図4）によれば、交領、窄袖、膝下まである長いワンピース状の服で、腰から下は襞をとつたスカートのようにみえる。

妙法院の遺品中、この形状に類似し、かつ緑羅地のひとえ仕立てのものがある【図版20-1】。生地の羅は常服の円領と同じく籠縫の組織の無文の羅であり、経糸が密に込み、緯糸は太く目が詰まつた地質もよく似ている【図版20-2】。襟は日本の小袖のように掛け合わせる交領で右衽にして右脇で結び止める形式である。襟には白平絹を掛け襟のようにして付けている。これが貼裏に相当するものであろう。

(三) 皮弁冠服

皮弁冠服は朔望視朝・降詔・降香・進表・外国朝貢・朝覲などに着用される祭服の一種で、明朝では皇帝、皇太子、親王、世子、郡

王など限られた人びとだけに用いられた。

『大明会典』卷之六十一礼部十九冠服一には皇帝の皮弁服について冠から履物まで服装が定められており、図(挿図5)も掲載されている。さらに皇太子、親王、世子、郡王についても皮弁服の規定があり、身分によって冠の縫や玉の数、服に付ける文様の数などが異なっている。そのなかで秀吉に頒賜された皮弁服は郡王のそれに等しい。

秀吉への頒賜品目録の皮弁冠に「七旒早綴紗皮弁冠一頂旒珠金事件全」とあるのは、『大明会典』郡王皮弁服の永樂三年定の「皮弁用烏紗冒之、前後各七縫、毎縫中綴三采玉七、縫及冠武并貫簪繫纓處、皆飾以金、金簪朱纓」に相当する。皮弁冠は本来鹿皮でつくられたが、明代には黒の綢紗を用いた。黒の縮れて皺のある薄絹を縦方向に七星縫い合わせ、各旒に青黄黒の三色の玉七つを綴じ付けた冠で、金の簪と朱色の組み紐が付属していた。

「玉圭一枝袋全」は、全体に細長く、上が山形になり、下が四角い形状の玉の笏であり、これを納める袋が備わっていた。

皮弁冠、玉圭とも妙法院には残っていない。

「五章絹地紗皮弁服一套」は、皮弁服・中單・裳・蔽膝・綻・大帶・鳥から成る。五章とは皇帝の祭服に付けられた文様である日・月・星辰・山・龍・華虫・宗彝・藻・火・粉米・黼・黻の十二章のうち下位の五章をいうのであるが、明代の皮弁服の場合、実際には五章があらわされなかつた。

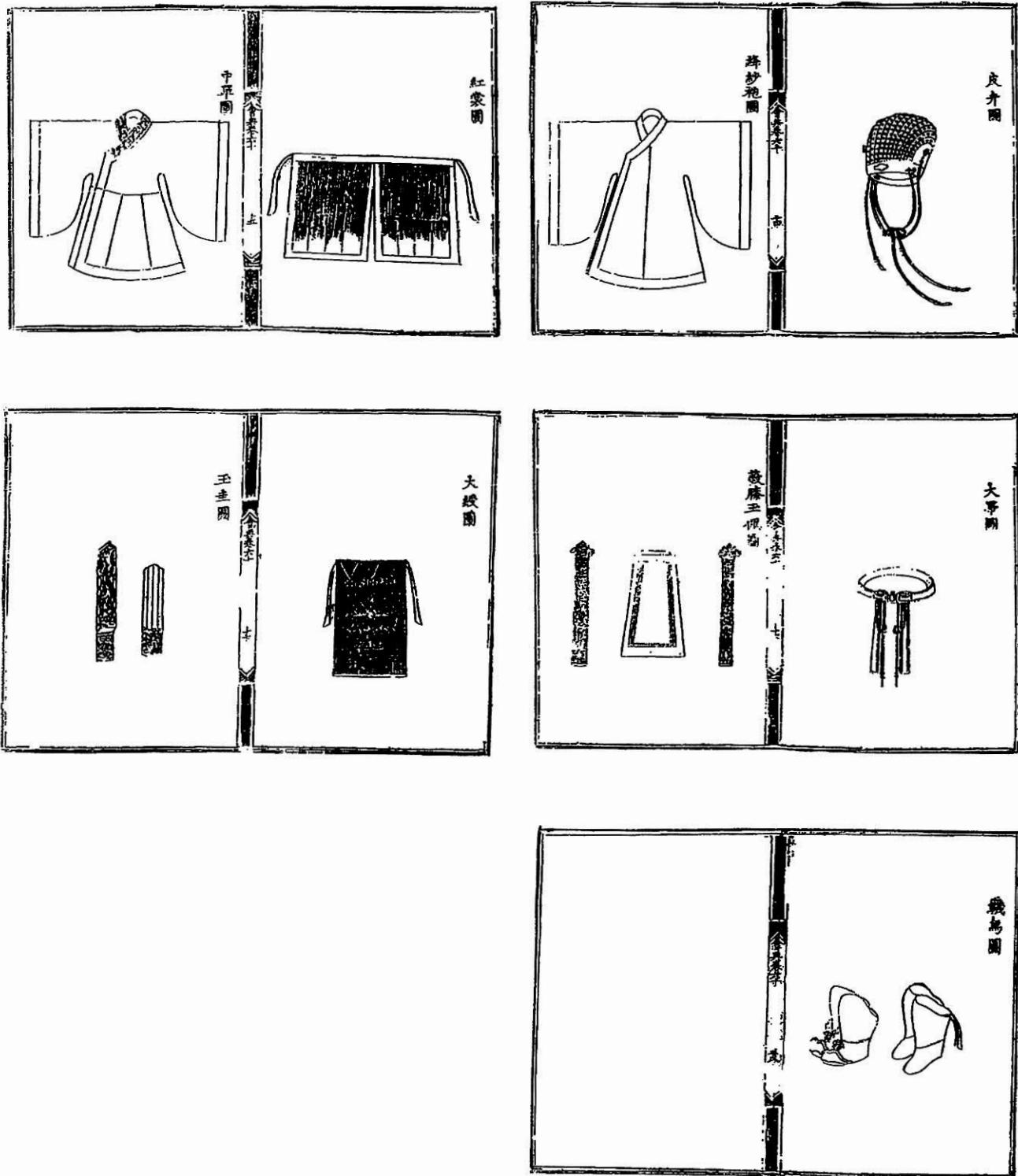
秀吉への頒賜品目録の「大紅皮弁服一件」は『大明会典』にいう「絳紗袍、本色領標襤裾」とあるのに相当する。絳は赤色、紗は目の粗い薄地の絹織物である。『大明会典』に掲載された皇帝の皮弁服の

絳紗袍図からもわかるように、この袍は大袖、大襟の形式であり、袖口や襟から襟下・裾にかけて別裂の縫取りがある。領(襟)・標(袖口)・襤(襟下)・裾(袍の下辺)を本色としたのであろう。これに合致すると考えられる遺品【図版22-1】がある。一部が黄色に変色しているが、紅染による赤色を呈し、生地【図版22-2】は平組織で緯糸は無撚りで太く、経糸は無撚りで細く一本ずつ寄った筋目がある。

頒賜品目録に「絹地紗」がこれに相当すると考えられる。絹は平織をいい、紗は一般に隣接する二本の経糸が緯糸一越ごとに縫れた緯組織の織物をいうが、この皮弁服の生地は、筋羽一目に経糸二本を通して織つた筋目のある薄手の平絹であることから、この生地を絹地紗と呼んだのであろう。琉球国王へ頒賜された皮弁服も成化七年(一四七一)尚円以降は絹地紗となつていて、領標襤裾も同じ紅染めの平織の紗を用いて縫取りをしている。これらからすれば「本色領標襤裾」の本色は共色を意味するのであろうか。ともあれ、これが絳紗袍であり、目録の大紅皮弁服一件に相当しよう。

「素白中單一件」は、『大明会典』に「中單、以素紗為之、如深衣制、紅領標襤裾、領織黻文七」とある。中單は絳紗袍のなかに着る下着であり、白の紗でつくり、形状はほぼ絳紗袍に近いが、深衣の如くとあるように大襟、大袖で腰から下は襞をとるように縫い合わせ。領標襤裾は紅で、襟に十二章の一つである黻文を七つ織りあらわす。妙法院にはこれに合致する遺品【図版23-1】がある。生地は絳紗袍と同様の白の絹地紗、領標襤裾は紅の絹地紗で縫取り、襟の部分には七つの黻文を青と黒の二色の絞緯糸でもつて縫取織【図版23-2】にしている。

「纈色素前後裳一件」は、『大明会典』に「紅裳、如冕服内裳制。



挿図5 皇帝皮弁服図 『大明会典』

但不織章数」とある。纁色は薄い紅色であり、前後に分かれた裳であり、「大明会典」掲載の皇帝の皮弁服の紅裳図にみられるように多くの襞を取つてゐる。この裳【図版24-1】も妙法院にあり、絳紗袍や中单同様の絹地紗【図版24-2】でつくられ、現状では淡い紅色を呈してゐる。腰(紐)はやや暗い赤色の平絹である。素とあるようにこの裳に文様はない。

『大明会典』に「但不織章数」とあり、これは「五章絹地紗皮弁服一套」の五章を織り出さないということである。『大明会典』では絳紗袍のつぎに紅裳の記述があり、「但不織章数」と続くので、これは絳紗袍にも五章は織り出さないことを示すものと解釈できる。事実、妙法院の皮弁服には文様がない。『大明会典』の皇帝の絳紗袍図・紅裳図にも文様が描かれていないことからも皮弁服には五章をあらわさなかつたのである。そのかわりに五章を代表して黻文が中单の襟にあらわされたのである。『大明会典』には皇帝の中单は十一個の黻をあらわし、皇太子・親王も十一、世子は九、郡王は七と規定されている。妙法院の中单には七つの黻文があるから、秀吉に頒賜された皮弁服は郡王相当のものである。

「纁色素蔽膝一件_{玉鈎全}」は、『大明会典』に「蔽膝、隨裳色、本色縁、有紺施于縫中、其上玉鈎二」とある。蔽膝は跪拝のための膝掛けで、裳の上に前掛のよう着けた。裳と同じ色、つまり纁色で、素とあるから文様のない淡い紅色である。紺は組紐で、これを伏せ縫にして飾つた。玉鈎全とは、玉珮が付属するということであろうか。『大明会典』の皇帝皮弁服図には蔽膝とともに玉珮が図示されている。妙法院に蔽膝は伝存しないが、玉珮は二旒一組【図版25】が伝わる。

「纁色粧花錦綬一件_{金鈎玉玎璫全}」は、『大明会典』には「大綬」とあるのみである。綬は本来玉佩を佩びるための紐をいうが、『大明会典』掲載の皇帝の皮弁服の大綬図のように蔽膝に似て、前掛のような形状であった。それが纁色粧花錦でできてゐる。地色が薄い紅色で、粧花つまり色糸で文様をあらわした錦である。「金鈎玉玎璫全」は、大綬図にあるように綬のまえに掛けた金のとめがねと玉の飾りが付いているということである。綬も伝存しない。

「紅白素大帶一條」も『大明会典』には「大帶」とあるのみである。この帶は絳紗袍の上からしめたもので、前で結んで長く垂らした。紅白素とあるから、文様のない紅と白色二色の、おそらくは絳紗袍や中单と同じ絹地紗でつくられたのであるが、これも伝存しない。

「大紅素絹糸鳥一雙_{襪全}」は『大明会典』に「襪鳥、俱如冕服内制」とあり、袞冕の項には「襪鳥、皆赤色、鳥用黒鉤、純黒飾鳥首」とある。鳥・襪(くつした)とも赤色で、鉤は絢であり、鳥の先に飾りが付き、鳥の首も黒く飾つた。目録の鳥は、大紅であるから赤色であり、素絹糸つまり文様のない繻子でできていて、くつしたが付属していた。妙法院には赤いくつしたはないが、鳥【図版26】は遺つてゐる。表は紅繻子で、鳥の先に絢を付け、口(首)や甲の縫い目は茶色の糸で玉縁風にかがつてゐる。くつ底は白繻子で、爪先と踵の部分に茶糸を丸めたすべり止めを縫う。

「丹攀紅平羅鎖金夾包袱四条」は、皮弁服などを包むためのふろしきである。丹攀紅はその色で、『大明会典』卷之二百一工部二十一から蘇木_{すおう}・黃丹・明礬・梔子_{（ちなし）}を用いて染めた色であることがわかる。蘇木一斤に対して、黃丹四両、明礬四両、梔子二両を用いた。明礬

は媒染剤で、染料の蘇木は赤紫に染まり、梔子は黄色に発色する。

黄丹は鉛丹とも呼ばれる鉱物質の顔料である。丹礪紅はやや黄味がかつた赤茶色になる。このふろしきの生地は羅で、丹礪紅に染めたうえで鎖金つまり日本でいう印金で文様を付けたのである。夾は裏地がついた袷のこと。残念ながらこの包袱は現存しない。

(四) 緞幣

緞幣としては紵糸二疋・羅二疋・白襪糸布十疋が頒賜された。

紵糸は、繩子組織の絹織物である。紵糸二疋の内訳は黒緑花一疋と深青素一疋である。黒緑は『大明会典』卷之二百一工部二十一から靛青二斤八両・槐花四両・明礬三両で染めた色とわかる。靛青は藍のこと、槐^{えい}は花の蕾を染材にして明礬の媒染で青みがかつた黄色に発色するので、藍とかけあわせると深緑色になる。花は文様を織りだしたものをいう。深青は藍だけで染めた色、素は無地である。

羅は、緞組織の絹織物である。羅の特色は、一本の経糸が隣り合う二本の経糸に左右交互に縫れるという複雑な組織にある。これがちょうど網の目のようにみえるので網緞と呼び、羅の基本的な組織となる。網緞の組織単位は経糸一本と緯糸二越からなる。この網緞の縫れている部分を緯糸一越おきに亘る目にはずすと、こんどは籠目に似た疏い組織になる。これが籠緞の組織で、その単位は経糸四本と緯糸四越からなる。羅で文様を織り出す場合は、籠緞を地として、文様の部分を網緞で組織する。その結果、蟬の羽のように地が透け、組織が密な文様の部分がはつきりと浮きでたうすものが織り上がる。中国では羅はすでに漢代から織られており、唐代には日本へも影響を与え、正倉院には羅がおく遺されている。当時の羅は、

薄手のいかにも軽そうな「うすもの」と呼ぶにふさわしい風合いを呈している。しかし、明代の羅は、常服のところでも述べたように籠緞の無文の羅が多くなり、経糸の密度が高く、緯糸も太い糸を用いるので緻密になり、古代の羅のように透けた感じがない。

『酌中志』に述べられるように、紵糸は冬の衣料であり、羅は三月初四日から四月初三日までと九月初四日から十月初三日までもちいられた。四月から九月までは夏の衣料として紗を用いた。しかし、

琉球国王の例をみてもわかるように、国王冊封の頒賜品は季節にかわりなく、常服が羅、皮弁服は紗であり、緞幣は紵糸と羅と決められていた。天順五年（一四六一）琉球国王尚徳や成化七年（一四五七）尚円への頒賜品目録では、緞幣の紵糸と羅に、ともに織金胸背麒麟大紅一匹が含まれており、下賜された側でこれを縫製して常服に仕立てるよう頒賜されたことがわかる。その際にも黒緑や青の緞幣が含まれているので、これらはなかに着る内衣や便服用の反物になかつたかと思われる。琉球国の場合、成化十四年（一四七八）の尚真冊封以後、緞幣の内容は秀吉のそれと同様になつていて。

白襪糸布十疋は、文様を織りだした毛織物であろうが、具体的にどのような織物で何に使われたのかわからない。妙法院には反物のままの遺品はなく、緞幣の類は伝わっていない。

四 勅諭に記載のない服飾類

妙法院には、今まで見てきた勅諭の頒賜品目録に記載された品々以外にも、明から同時に送られたと考えられる一連の服飾類が伝えられている。それらを大別すれば、第一グループとして麒麟・獅子・

蟒・飛魚・斗牛を織りだした服、第二グループは地文だけを織りだした紵糸などの服、第三グループは裳、第四グループは靴や襪などである。

(二) 蟒・飛魚・斗牛服など 五点

これらはいずれも常服の円領衫と形状が同じで、円領・窄袖、両脇に襷が付く(但し一点は襷がない)、丈の長いワンピース状の服である。地文以外に縫取織(織金)によって首の周り胸から肩・背にかけて柿蒂のよろな枠を設けて文様をあらわし、肩から袖口にかけての肩山にも帶状に文様をあらわす。また膝の辺りにも膝襷といい、横方向に帶状に文様をあらわす。膝襷は明代の高官や近侍の服にしばしばあらわされた。

妙法院にある五点の服は生地や文様がそれぞれ異なっている。生地は紵糸・羅・紗の三種があり、胸などにあらわされた文様は麒麟【図版27】・獅子【図版28】・蟒【図版29】・飛魚【図版30】・斗牛【図版21】である。これらの文様のうち、麒麟はすでに述べたように公・侯・駙馬・伯の文様であり、獅子は武官一品二品の文様である。

蟒・飛魚・斗牛は『大明会典』卷六十一冠服に「(嘉靖)十六年題准、今後在京在外文武官員、除本等服色及特賜外、不許擅用蟒衣飛魚斗牛等項、違禁華異服色」とあり、特別に下賜された服の文様であり、この時点では文武官が擅用することを禁じている。

蟒衣は『野獲編』補遺卷二に「蟒衣、為象龍之服、与至尊所御袍相肖、但減一爪耳」とあり、龍より一爪を減じたものを指した。龍は『元史』卷七十八輿服志一に延祐元年(一二三一四)の龍鳳文の服を禁止する条文中に注釈として「龍謂五爪二角者」とあり、五本の爪



挿図6 飛魚 祇園会黒主山前掛

と二本の角をもつのが龍と規定され、明代でも皇帝がもちいる龍は五爪二角であつた。つまり、蟒は龍より一爪を減じた四爪龍をいうのである。明代も初期のころは『明史』卷六十七輿服志三に「一品至六品穿四爪龍。以金繡之者聽」とあり、広い範囲で四爪龍の着用が許されていたが、やがて高官や功績のあつた官吏、凱旋將軍たちに蟒衣を下賜するようになり、それが定例化し、ついには臣下が勝手に蟒衣を作成して乱用するまでに至り、先に挙げた嘉靖十六年の禁令が発せられたのである。

飛魚は『太平御覽』卷九三九に引く『林邑國記』に「飛魚身圓、長丈余、羽重沓、翼如胡蟬」とあるように翼翅をもつのが特徴であったが、『明史』輿服志三(嘉靖)十六年群臣朝於駐蹕所、兵部尚書張瓚服蟒。帝怒、諭閣臣夏言曰、尚書一品、何自服蟒。言對曰、瓚

所服、乃欽賜飛魚服、鮮明類鱗耳。」とあるように飛魚は鱗に類して混同されることがあつた。明代の飛魚は通常、鱗首魚身で、背に翼翅があり、後足は魚の鱗のよくな足をつけ、尾も魚尾形をなす姿であらわされた（挿図6）。

斗牛は『名義考』に「斗牛如龍而触角」とあり、触角は曲がった角であるから、龍に似た姿で角の曲がつたものをいうのである。爪はやはり四爪か三爪であつた。

つまり鱗・飛魚・斗牛は、いずれも龍に似て非なるものであり、皇帝の龍に対して、臣下に下賜する服につけられた文様であつた。明代には鱗・飛魚・斗牛の服が乱用されたために、天順二年（一四五八）、弘治十三年（一五〇〇）、先に挙げた嘉靖十六年（一五三七）などに繰り返し禁令が発せられている。朝貢国の使者がこれらの服を違法に手に入れることがあつた。『憲宗実録』卷八九、成化七年（一四七一）三月戊戌の条には琉球の朝貢使蔡璟が鱗衣をつくつてひそかに売買しようとしたところを摘發されるという事件について記されており、『武宗実録』卷六〇正徳五年（一五一〇）二月己丑の条には日本からの使者が金千両で飛魚服を手に入れようとしたことが記されている。

実際に飛魚服が琉球経由で日本へ伝来した例もある。祇園祭黒主山の前掛けは、琉球へ渡つた袋中上人が慶長十年（一六〇五）に帰国する際に尚寧王から拝領した絹綴の服で、帰国後京都の檀王法林寺に伝えられたが、文化十四年（一八一七）に黒主山に寄進され、前掛け仕立て直されたのである。この前掛けを見れば、縫い目からとの衣服のかたちがわかるが、そこには綴織によつて堂々とした飛魚があらわされている（挿図6）。どのような経緯でこの飛魚服が尚寧王の手にわたつたのかはまだ解明されていないが、絹綴の技術や表現から見て、これが明で織られたものであることは確実である。

妙法院に伝存し、かつ勅諭の頒賜品目録に記載されていない鱗・飛魚・斗牛・麒麟・獅子の服がすべて秀吉に与えられたものかどうかは明らかでない。すでに述べたように秀吉へは麒麟の常服が頒賜されているのであるから、常服以外に麒麟服が与えられた可能性はある。琉球王の例を引けば、成化七年（一四七一）尚円の場合は、麒麟の常服以外に、織金胸背麒麟大紅の紵糸と羅各一匹が含まれておらず、さらに織金胸背獅子大紅の羅一匹も見える。また、國王冊封の例ではないが、日明勘合貿易における明皇帝から足利將軍への頒賜品にも、『善隣國宝記』の宣徳八年（一四三三）六月、正統元年（一四三六）二月の例にみられるように麒麟以外にも白沢や獅子などの織金の紵糸・羅・紗が含まれている。^④ 琉球や日本に対する頒賜品は、時代が下るに従つて内容が乏しくなる傾向にあつたが、秀吉へ麒麟や獅子の服が与えられたことも考えられよう。

あるいは文禄五年（一五九六）の冊封時には、秀吉以外にも配下の徳川家康が都督、毛利輝元・上杉景勝が都督同知、前田玄以が都督検事に任命されており、職帖と冠服を授かつた。『神宗実録』によれば他にも小西行長、宇喜多秀家、増田長盛、石田三成、大谷吉繼らが都督検事に任命されている。このうち、すでに触れたように上杉景勝に授けられた冠服が米沢市の上杉神社に伝えられている。その一つ【図版41】は常服に相当するものと考えられ、秀吉の常服同様、円領、窄袖、両脇に襷を付したワンピース状の形状で、胸と背にはゼッケンのように四角い補を付けている。服の生地は雲文を織りだした紅の紵糸、補は絹綴で飛魚を織りあらわす。秀吉が規定どおり

の麒麟文の常服であり、その配下の上杉景勝に飛魚が授けられるのはいさか腑に落ちない。

しかし、『明史』興服志三には「(正徳)十三年、車駕還京、伝旨、俾迎候者用曳撤大帽、鸞帶。尋賜群臣大紅紵糸羅紗各一。其服色、一品斗牛、二品飛魚、三品麟、四・五品麒麟、六・七品虎彪」とあるように服制に相当の乱れが生じた時期もあり、その後の万曆期にはさらに治世が乱れ、諸法も緩んだと言われる。例えば、『金瓶梅』の主人公である西門慶は五品の武官であり、本来熊羆のところが獅子や飛魚の服を着ている。また五品の夏延齡が獅子の服を着け、彼が三品の武官である歯簿の指揮に昇進した時には虎豹ではなく麒麟の服を着た。その他の登場人物の官吏たちも、なかには規定どおりの服を着ている者もいるが、やはり自分の品級よりも上位の文様をつけている。『金瓶梅』は宋代に時代設定をした小説ながら、そこに描寫された風俗は小説が成立した明の万曆ごろの社会を反映したものとされる。秀吉冊封の背景にはこうした状況が考えられる。

さらに急な冊封に冠服を十分に調えることができなかつたという事情があつたのかもしれない。文禄五年九月朔日大坂城での秀吉冊

封の儀式を伝える日本の記録は少ない。『孝亮宿禰日記』(宮内庁蔵)

に「去朔日、於大坂、太閤秀吉公有御対面唐人云々、緞子千反、唐冠六十頭進上之由風聞」とあり、数多くの頒賜品が授けられた様子を伝えている。時代が下るが、『統本朝通鑑』には「於是惟敬捧金印及封王之冠服。且授日本諸臣之冠服五十餘具。曰隨其位階而可用之。其於大明所調之衣服僅三十餘具也。今見日本國牧群宰之多。而驚不得得俄調之。故并冊使之故衣。而備其數」と見える。日本の諸侯に授ける冠服が足りなくて、明の使者たちの着

古した古着で間に合わせたというのである。因みに、万曆二十二年十二月癸酉(三十日)に冊封の正使と副使が決定した時、それぞれに武官一品服が下賜されている。武官一品服は大紅の獅子の服であり、そうしたものまでが妙法院の冠服に混入したことも考えられよう。この二つの記録からも、勅諭の頒賜品目録以外にも多くの冠服や幣綬がもたらされていたことは確かであろうが、いっぽうで冠服の一部を明の使者たちのもので間に合わせたといふのであれば、惟敬が言うように「其位階に隨いて之を用う」ことは叶わなかつたのではないか。その結果、上杉景勝に飛魚の常服が与えられたと考えられないだろうか。同時にその君主たる秀吉や他の武将にも麟や飛魚、斗牛の服が授けられたとしてもおかしくはない。いずれしても明朝廷の規定外の衣服がかなりもたらされていたことになろう。

(二) 便服・内衣 五点

第二グループは、便服や内衣の類である。いずれも大襟・窄袖、丈の長いワンピース状の服で、両脇に襷を付けたタイプが三領、襷を付けないタイプが二領である。

襷を付けた三領は、いずれも青(緑)色である。一領【図版31-1】は地を経五枚繻子組織、文を緯五枚繻子組織で織りあらわした典型的な紵糸【図版31-2】である。

別の一領【図版32-1】は地が経五枚繻子組織で、文は緯五枚綾組織とした織物である。文の組織は地緯を経糸八本分浮かして、隣り合う経糸二本で押さえて綾組織としている【図版32-2】。崇禎十年(一六三七)の『天工開物』卷二に「凡花分実地与綾地、綾地者光、実地者暗。先染糸而後織者曰綬」とあり、先染後織で、花つまり文

様部分が綾地となつたものも緞と呼んでいる。これはすなわち緞子であり、この組織は日本にある遠州緞子や本能寺緞子、万暦緞子など明代の名物裂にもみられ、十六世紀代にしばしば織成された織物と考えられる。

紗の服【図版33-1】は現在縫い目が解けてばらばらになつた状態である。紗は牡丹唐草を織りだした透文紗で、地は筋一羽に二本の経糸が入つて筋目ができる平織、文は片緜の紗である【図版33-2】。この種の紗は第一グループの麒麟服にも用いられている。

以上の三領は、両脇に襷が付いていることから便服と考えられ、閑居の折に着用したものである。

残る二領は襷の付かない内衣と考えられるものである。一領【図版34-1】は紅色の緞子で、雲文繋ぎの文様を織りだしている。地は経三枚綾、文は変則緯六枚繡子組織である【図版34-2】。この緞子は名物裂の笛蔓緞子や荒磯緞子と同じ組織であり、やはり明代の緞子の特色の一つを示すものと考えられる。この種の組織は、紵糸に似せた織物を何らかの都合で綾機で織るべく考案された技法であろうと推測されている。⁽⁸⁾

別の一領【図版35-1】は、浅葱色の縮緬【図版35-2】でできている。裏地には筋目のある白の平絹を付けている。この二領に関しては、円領の服のしたに着た内衣と思われるが、どの服のしたに着たかはわからない。

(三) 裳 二点

裳が二腰。一腰【図版36-1】は芙蓉唐草文を織りだした青の紵糸地【図版36-2】で、裾には帶状に鳳と麒麟を繪緯糸で縫取織であら

わす。別の一腰【図版37-1】は牡丹唐草文を織りだした緞子地金欄【図版37-2】で、やはり裾に帶状に鳳と麒麟を繪緯糸の縫取織である。

文武官が裳を着用するのは朝服や祭服の場合であるが、『大明会典』によれば、朝服・祭服とともに「赤羅裳」をもちいることになつてゐるので、現存の二腰の裳には当たらない。これらの裳の用途については不明である。

(四) 靴その他 三点

靴【図版38】は、濃紺の紵糸でできた長靴である。同じ形式の皮靴が上杉神社にも伝えられており、妙法院の靴も常服に履いたものであろう。『大明会典』卷之二百一工部二十一織造には賞賜のための常服の円領・貼裏・搭襷と並んで「黒牛皮靴」とあり、これが本来であつたと思われるが、実際には紵糸の靴もつくれていたのである。

襷【図版39】は、白羅紗でできた丈の長いハイソックスである。『大明会典』織造には「黒牛皮靴」の次に「白羊毛氈襷」とあり、妙法院の襷はこの常服用の襷に当たる。

腰帶の包【図版40】。袴仕立ての細長い裂で、表は紅地牡丹唐草文銀欄と紅地鱗文金欄を接ぎ合わせ、裏は紅地雲文紵糸。表側にほぼ等間隔で五本の結び紐を付けている。これだけでは用途はわからぬが、「豊國社納御神物之注文」(資料3)に「石のおひおほひ^(金)きんたん」とあり、形状からしてこの帶の包みに相当するものと考えられる。

五 おわりに

以上、妙法院に伝来する豊臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服一二二点について検討をした。これらの品々は、もともと秀吉を祀るために慶長四年（一五九九）に創建された阿弥陀ヶ峰の豊国社の神宝殿に収められていた。しかし、慶長二十年（一六一五）の大坂夏の陣で勝利をおさめた徳川家康は、同年七月九日に豊国社の破却を命じ、神宝殿を方広寺に移築することを決め、それまでの間、神宝殿の品々は妙法院で保管することになったのである。「豊国社納御神物之注文」¹は、その受領の覚え書であり、妙法院の松井左京、同休也から豊国社の神宮寺別当としてその祭祀・運営にあたっていた神龍院（梵舜）へ宛てて出された。この注文のなかには今回論じた冠服類と特定できるものが多く含まれている。秀吉の日本国王冊封に関する冠服一二二点は、元和元年（一六一五）九月以来、妙法院に伝えられたのである。

〈註〉

- 1 冊封までの経緯については、中村栄孝「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する詔名・勅諭と金印について」（『日本歴史』三〇〇号 一九七三年）を参照した。
- 2 「歴代宝案 訳注本」第一冊（第一集卷一～二十二）沖縄県立図書館史料編集室編 一九九四年
- 3 原田禹雄「琉球に関する二つの考察—皮弁と国門—」（『南島史学』四二号 一九九三年）
- 4 同「明・清時代の琉球国王の冠服」（『南島史学』四八号 一九九六年）
『日明勘合貿易史料』湯谷稔編 一九八三年
- 5 大庭脩「豊臣秀吉を日本国王に封ずる詔命について—わが国に現存す

る明代の詔命—」（『関西大学東西学術研究所紀要』四号 一九七一年）

この綴織の補の文様は、角が水牛のように曲がっているので、「見斗牛」に見えるが、背に翼翅をつけ、後足もなく、尾は一匹魚尾形をしている。さらに、補の下部には波が見え、この動物が水上で跳っているところをあらわしている。この胴をくねらせながら海上を跳躍する姿は、黒主山の前掛の「飛魚」とも共通するものであり、上杉神社の常服の補も「飛魚」をあらわしていると考えられる。

7 相川佳子子「明代の服飾—『金瓶梅』にみる服飾の一考察」京都大学人文科学研究所報告『明清時代の科学技術史』所収 一九七〇年
8 『時代裂織組織一覧（図と解説）』京都市染織試験場 一九八五年

謝辞 本稿をなすにあたり、上海芸術研究所の高春明氏、琉球史研究家の原田禹雄氏、日本女子大学の小笠原小枝氏、京都市染織試験場の藤井健三氏からは有益なご教示を賜った。また妙法院門跡には写真の掲載許可のご高配を賜った。ここに記して感謝申し上げます。

資料1 妙法院伝来の明服一覧

番号	名称【図版番号】	員数	法量(単位センチ)	形質	備考
1	常服 麒麟文円領 【19】	一領	丈一三九 術一一九	単仕立て。円領、窄袖、両脇に襷がある。胸と背に四角い麒麟文金欄の補(縦三一・五×横三九)を付す。生地は籠緑の紅色無文羅、金欄は経五枚繻子の紅地に平金糸を緯糸三越毎に入れ、地絡み・繻子とじにする。	勅諭頒賜品目録記載品 『豊公遺宝図略』掲載
2	貼裏【20】	一領	丈一三九 術一一九	単仕立て。交領、窄袖、腰以下は裳のように襞を取る。生地は籠緑の綠色無文羅。	勅諭頒賜品目録記載品 『豊公遺宝図略』掲載
3	皮弁服【22】	一領	丈一三七 術一二二 袖丈九二 袖幅八三	単仕立て。大領、大袖。生地は紅の絹地紗。	勅諭頒賜品目録記載品 『豊國社納御神物之注文』記載
4	中單【23】	一領	丈一三一 術一二三	単仕立て。大領、大袖。生地は白の絹地紗。襟・袖口・襟下・裾は紅絹地紗の縁取りをめぐらし、襟には青と黒糸の縫取織で七つの黻をあらわす。	勅諭頒賜品目録記載品 『豊公遺宝図略』掲載
5	裳【24】	一腰	丈九〇 腰幅五一	単仕立て。薄紅色の絹地紗。	勅諭頒賜品目録記載品 『豊國社納御神物之注文』記載
6	玉珮【25】	一組	長七一	玉製、蟠文を刻す。一旒は破損。	勅諭頒賜品目録記載品 『豊公遺宝図略』掲載
7	鳥【26】	一足	長二六	表は紅の無文紵糸、底裏は白紵糸。表の縁を玉縁風に黒糸でかがる。	勅諭頒賜品目録記載品 『豊公遺宝図略』掲載
8	麒麟服 【27】	一領	丈一二三・五 術一〇二	単仕立て。円領、窄袖、襷はない。生地は紅地に牡丹唐草文を織りだした平地片緑文紗、胸・背・袖山と膝襷に色糸・金糸の縫取織で麒麟をあらわす。袖口・脇・裾の裏の縁に白地に牡丹唐草文を織りだした片緑紹地平文紗をめぐらす。	勅諭頒賜品目録記載品 『豊公遺宝図略』掲載

14	13	12	11	10	9
便服 【32】	便服 【31】	斗牛服 【21】	飛魚服 【30】	蟒服 【29】	獅子服 【28】
一領	一領	一領	一領	一領	一領
丈一二六 衍一二二	丈一二九 衍一〇四	丈一二九 衍一一四	丈一三一 衍一一五	丈五〇（下部欠失） 衍一二	丈一三一 衍一一
単仕立て。交領、窄袖、両脇に襷がある。生地は青地に雲文を織りだした総糸。組織は経五枚繡子地に緯五枚繡子で文様をあらわす。掛襟のよう白平絹をつける。襷の裏上部に水浅葱地に雲文を織りだした平地片緑文紗を付す。	単仕立て。円領、窄袖、両脇に襷がある。生地は紅地に雲文と雜宝文を織りだした総糸。組織は経五枚繡子地に緯五枚繡子で文様をあらわす。胸・背・袖山と膝襷には平金糸を半越、地絡み・繡子とに入れ飛魚文をあらわす。襷の裏に薄黃地に雲文を織りだした平地片緑文紗を付す。	単仕立て。円領、窄袖、両脇に襷がある。生地は紅地に雲文を織りだした総糸。組織は経五枚繡子地に緯五枚繡子で文様をあらわす。胸・背・袖山と膝襷には平金糸を半越、地絡み・繡子とに入れ飛魚文をあらわす。襷の裏に薄黃地に雲文を織りだした平地片緑文紗を付す。	単仕立て。円領、窄袖、両脇に襷がある。生地は紅地に雲文を織りだした片緑紗地平文紗、胸・背・袖山に色糸・金糸の縫取織で蟒と五毒の文様をあらわす。	単仕立て。円領、窄袖、両脇に襷がある。生地は紅地に雲文を織りだした片緑紗地平文紗、胸・背・袖山に色糸・金糸の縫取織で蟒と五毒の文様をあらわす。	単仕立て。円領、窄袖、両脇に襷がある。生地は紅地に雲文を織りだした羅。羅の組織は地が籠緯で、文は絵緯糸を一越ごとに全越で織り入れ、地絡みで平組織にとじる。胸・背・袖山と膝襷には色糸・金糸を絵緯として一越ごとに全越で織り入れ、地絡みで平組織にとじ、獅子文をあらわす。
『豊國社納御神物之注文』記載	『豊國社納御神物之注文』記載	『豊公遺宝図略』掲載	『豊公遺宝図略』掲載	『豊國社納御神物之注文』記載	『豊國社納御神物之注文』記載

22	21	20	19	18	17	16	15
帯包み【40】	襪【39】	靴【38】	裳【37】	裳【36】	内衣【35】	内衣【34】	便服【33】
一枚	一足	一足	一腰	一腰	一領	一領	一領
長一五〇 幅一六	長二六 高六一	長三一 高四〇	丈八二	丈九二	丈一一 兮一一	丈一二七 兮一一・五	丈二三一 兮一一五
裕仕立て。表地は紅牡丹唐草文銀欄で、片方の端に紅地蝶文金欄を足し、ほば等間隔五ヶ所に紅絹糸の結び紐を縫い付ける。裏地は紅雲文絹糸。	白羅紗製。	表は濃紺絹糸、中に紺木綿の芯を入れる。裏は白麻。表地は上部が欠失。	地は青芙蓉唐草文金欄。裾部分に帶状に麒麟・鳳凰文、牡丹文などを縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした片緜紹地平文紹をめぐらす。	裕仕立て。交領、窄袖、襪はない。表地は水浅葱縮緬。掛襟のよう白平絹をつける。裏地は白絹。	単仕立て。交領、窄袖、襪はない。生地は赤地に雲文つなぎを織りだした緞子。組織は経三枚綾地に変則緯六枚繩子組織で文様をあらわす。掛襟のよう白平絹をつける。	単仕立て。交領、窄袖、襪はない。生地は赤地に雲文つなぎを織りだした緞子。組織は経三枚綾地に変則緯六枚繩子組織で文様をあらわす。掛襟のよう白平絹をつける。	単仕立て。交領、窄袖、襪はない。生地は青地に牡丹唐草文を織りだした平地片綾文紹。掛襟のよう白平絹をつける。現状は、縫い糸が解けて、袖などがはずれている。
『豊國社納御神物之注文』記載	『豊國社納御神物之注文』記載	『豊公遺宝図略』掲載	『豊公遺宝図略』掲載	『豊國社納御神物之注文』記載	『豊國社納御神物之注文』記載	『豊國社納御神物之注文』記載	『豊國社納御神物之注文』記載
『豊國社納御神物之注文』記載	『豊國社納御神物之注文』記載	『豊公遺宝図略』掲載	『豊公遺宝図略』掲載	『豊國社納御神物之注文』記載	『豊國社納御神物之注文』記載	『豊國社納御神物之注文』記載	『豊國社納御神物之注文』記載

